発

域として、次のとおり指定する。

平成二十八年十月二十一日

栗原市鶯沢南郷荒町三十七番二の一部とし、

次の図のとおりとする。

宮城県知事

村

井

嘉

浩

形質変更時要届出区域

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、

形質変更時要届出区

宮 城 県(総務部私学文書課)

宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 電話 022(211)2267

(毎週火,金曜日発行)

○宮城県告示第八百五十六号

告

示

行

目 次

示

告

○農用地利用配分計画の認可の申請

○漁港管理者の長が管理する海岸保全区域の指定(四件)

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

○昭和五十五年宮城県告示第八百七十八号(県立都市公園の設置)の一部

○建築士免許の取消し

告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

(教育庁高校教育課)

四

(建築宅地課) (都市計画課)

 $\equiv$  $\Xi$  (防災砂防課)

道

路

課

(1)

○農業振興地域の指定 ○形質変更時要届出区域の指定 (二件)

○昭和四十八年宮城県告示第二百六十二号(農業振興地域の指定)の一部

(農業振興地域の指定)

○昭和四十八年宮城県告示第百六号(農業振興地域の指定)の一部改正

正 昭和四十七年宮城県告示第二百六十号

○昭和四十六年宮城県告示第二百五十一号(農業振興地域の指定)

の一部改

同

0) 部

農業振興課) 環境対策課

Ŧī.

九

宮

○海岸保全区域の変更

○海岸保全区域の指定 (三件)

○道路の区域変更(二件)

(水産業基盤整備課) 同

 $\overline{\circ}$ 九 九

同

九

九

同

九

